計画の柱４　環境に配慮した快適なまちづくりの推進

区では、これまで、地域の再生可能エネルギーの有効活用や省エネルギー対策、地域特性を活かした景観づくりを推進してきました。

今後は、これまで取り組んできた地域全体でのエネルギー利用の効率化に向けた取り組みをさらに充実させ、環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりを推進していきます。また、まちの景観・美観のさらなる向上を図るため、喫煙マナーの向上に向けた取り組みや放置自転車対策も積極的に推進していきます。

これらの取り組みを着実に推進し、環境に配慮した快適なまちの形成を目指します。

【主に関連する SDGs の目標】

すべての人に健康と福祉を　エネルギーをみんなにそしてクリーンに　住み続けられるまちづくりを　気候変動に具体的な対策を　パートナーシップで目標を達成しよう

4-1　低炭素まちづくりの推進

（1）背　景

低炭素まちづくりの必要性

深刻化する地球温暖化を抑制するためには、個々の主体や建物での省エネルギー化の推進やCO_2排出抑制技術の導入だけでなく、地域全体でエネルギーの効率化を図る低炭素まちづくりを推進していく必要があります。

具体的には、地域特性に応じた分散型エネルギーの導入や、建物間や一定の区域内でのエネルギーの面的利用の推進、IT 技術等の活用によりエネルギー需給を最適化するエネルギーマネジメントシステムの導入を目指していきます。

また、低炭素まちづくりの実現は、災害発生時のエネルギー供給の安定化につながり、東日本大震災以降求められるようになった災害に強い安全・安心なまちづくりに寄与することが期待されます。

豊洲グリーン・エコアイランド構想（低炭素まちづくり計画）の策定

豊洲地区（豊洲五丁目の一部及び豊洲六丁目全域）では、豊洲市場の整備や民間事業者による大規模開発が進められています。

区では、区民の環境意識の高まりや環境施策への取り組みの社会的要請、災害への対応、豊洲地区の新たなイメージの確立など社会的な背景を受け、官民が連携・協働して、環境に最大限配慮したまちづくりの実現を目指すため、概ね 15 年後の姿を展望する豊洲グリーン・エコアイラ

ンド構想を、平成 23 年 6 月に策定しました。

また、平成 25 年 10 月に同構想を都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 12 月施行）に基づき、低炭素まちづくり計画として改定しました。

同構想に基づき、東京都の持続的発展を支える環境最先端拠点の形成、地区特性を最大限に活かした環境まちづくりの実現を目指し、さまざまな先進的取り組みを推進していきます。

（2）現　況

● 区内の 5 区域では、地域冷暖房システムが導入され、エネルギーの面的利用の取り組みが実施されています。

（東京都環境局ホームページの情報をもとに作成）

名称	範囲	面積（ha）	使用燃料等	供給熱媒体の種類			熱供給事業者等	供給開始	主な供給先
				冷熱	温熱				
				冷水	蒸気	温水			
臨海副都心	青海一丁目、青海一丁目地先、青海二丁目、青海二丁目地先、有明二丁目、有明二丁目地先、有明三丁目、有明三丁目地先、東雲二丁目及び東雲二丁目地先の一部	305	ごみ焼却熱 都市ガス 電気	○		○	東京臨海熱供給株式会社	平成 7 年 10 月	事務所、ホテル、商業施設、教育施設、文化施設、浴場、地下鉄駅舎、病院
新砂三丁目	新砂三丁目の一部	13	都市ガス 電気	○		○	東京下水道エネルギー株式会社	平成 13 年 11 月	公共施設
豊洲三丁目	豊洲三丁目の一部	4.8	都市ガス 電気 購入排熱	○	○		豊洲エネルギーサービス株式会社	平成 18 年 2 月	事務所、教育施設
豊洲六丁目	豊洲六丁目の一部	48.7	都市ガス 電気 購入排熱	○		○	東京ガス株式会社	平成 28 年 6 月	事務所、公共施設
豊洲二・三丁目	豊洲二丁目の一部、豊洲三丁目の一部	6.4	都市ガス 電気 自社排熱	○	○	○	三井不動産株式会社（予定）	令和 2 年 4 月（予定）	事務所、ホテル、商業施設

■地域冷暖房システムについて

一定地域の建物群に、エネルギーセンターで製造した冷水・温水・蒸気等を、地域導管を通して供給し、冷房や暖房、給湯等を行うシステムで、個別に冷暖房を行う場合よりもエネルギーを効率的に利用することができます。

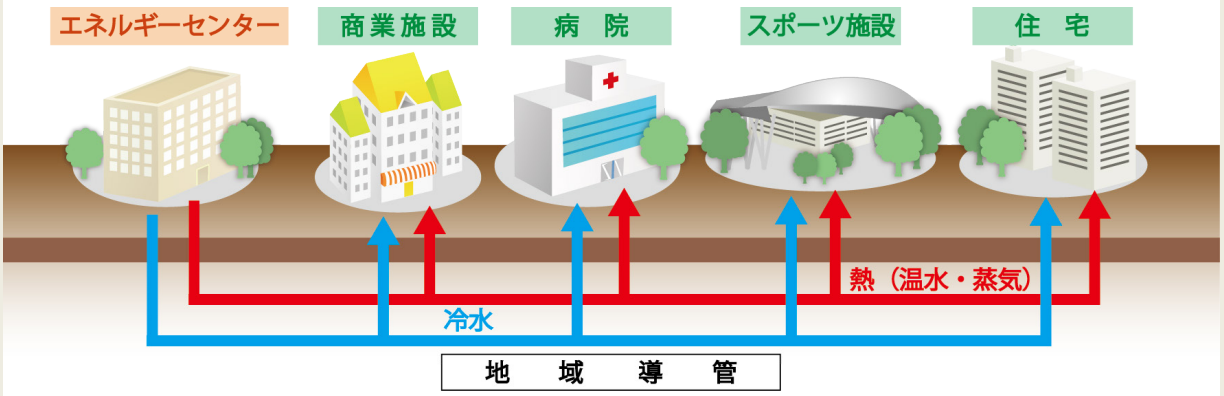

（3）課　題

- 街区・地区単位でのエネルギーの面的利用に引き続き取り組み、エネルギー利用のさらなる効率化を図っていく必要があります。さらには、長期的な視点での脱炭素社会の実現に向け、豊洲グリーン・エコアイランド構想に基づく豊洲地区での取り組みを最先端のモデルとして活用し、地域全体へ波及させていくため、まちづくりと一体となった取り組みを進めていく必要があります。

（4）江東区が目指すべき 10 年後の姿

地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーが有効活用されるとともに、環境負荷の少ない低炭素で快適なまちやライフスタイルが形成されています。

（5）具体的な取り組み

① 地域のエネルギーを活用し、エネルギーの利用効率の向上を図ります。

- 各地区の開発計画にあたっては、地域冷暖房システムの導入など、エネルギーの面的利用を検討し、地域でのエネルギー利用効率の向上を図ります。
- 「分散型エネルギーシステム」の構築を目指し、住宅や事業所への再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の設備の導入促進を図ります。（再掲）

（6）区民･事業者に期待される行動

区民	● 住宅への太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入を検討します。（再掲）
事業者	● 事業所には再生可能エネルギー等の導入、地域の開発事業にはエネルギーの面的利用を検討します。

（7）重点事業

事業名	低炭素まちづくりの推進	所管課	まちづくり推進課
事業内容	区の低炭素まちづくり計画である豊洲グリーン・エコアイランド構想に基づき、事業者等との連携・協働により、環境に配慮したまちづくりの実現を目指します。		
事業による効果	地域全体でエネルギーの有効活用が実現されるとともに、環境負荷の少ない低炭素で快適なまちやライフスタイルが形成されます。		

4-2　景観・美観の向上

（1）背　景

地域特性を活かした景観づくり

地域特性を活かした景観・美観の向上のためには、地域特有の自然資源や文化資源を充分に活用し、区域全体で統一した取り組みの推進が必要です。

区では、江東区まちなみ景観形成のための中高層建築物に関する要綱に基づく景観計画届出制度の実施やまちなみ景観色彩ガイドの策定など、いち早く景観への取り組みを進めてきました。平成 10 年 12 月には江東区都市景観条例を制定し、平成 20 年 12 月には景観法に基づく景観行政団体となり、翌年３月には江東区景観計画を策定するなど、取り組みの一層の強化を図っています。

さらに、まちの美観を損なわず、快適な生活環境を守っていくため、江東区みんなでまちをきれいにする条例（平成９年制定）及び江東区歩行喫煙等の防止に関する条例（平成 21 年制定）により、歩行喫煙やたばこの投げ捨てを禁止するなど、地域一体となってまちの美化に取り組んでいます。

（2）現　況

- 区では、平成 19 年度の深川萬年橋景観重点地区の指定に続き、平成 25 年度には亀戸地区、深川門前仲町地区の２地区を新たに景観重点地区として指定しました。
- 都市景観重要建造物として、平成 16 年度に萬年橋などの４橋を指定しました。

- 江東区版アダプトプログラム事業として、区民・事業者が区立公園や道路の「里親」となり、定期的に清掃するボランティア活動「わがまち江東きれいに活動（週１回）」、「わがまち江東・月いちアダプト（月１回）」、「わがまち江東・私もアダプト（年数回）」を行っています。
- 平成 30 年度末には、アダプトプログラム登録団体数は 162 団体、登録者数は 3,513 人となっています。

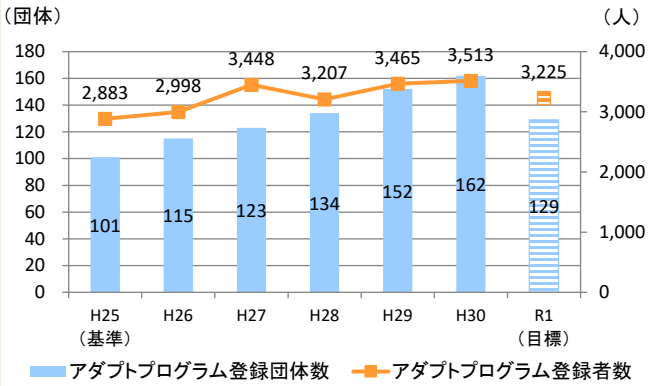

アダプトプログラム登録団体数・登録者数

- 区では、良好な景観の形成及び風致の維持、公衆への危険防止を目的として、道路等に違法に掲出されたはり紙の除去を、日常のパトロールに加え、業務委託の活用やボランティア団体の協力により実施しています。

【出典】：業務取得

- みんなでまちをきれいにする運動の一環として、毎年２回（春・秋）、町会・自治会・事業者などの団体が、一斉に道路や公園などの清掃を実施しています。
- 参加団体はごみ・空き缶などの収集を行い、区は参加呼びかけ・清掃用具等の配布・収集ごみの運搬等を行います。
- 平成 30 年度には、564 団体（春 285 団体、秋 279 団体）、36,013 人（春 18,474 人、秋 17,539 人）が活動に参加しています。

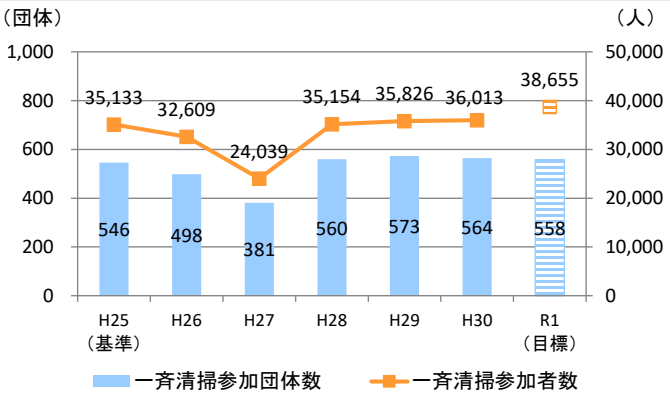

一斉清掃参加団体数･参加者数

- まちの美観を損なう放置自転車は、自転車駐車場の整備及び放置自転車の撤去作業などにより、着実に減少しています。平成 30 年度には、放置自転車数は 1,084 台、区内の自転車駐車場の駐車可能台数は 22,599 台となっています。

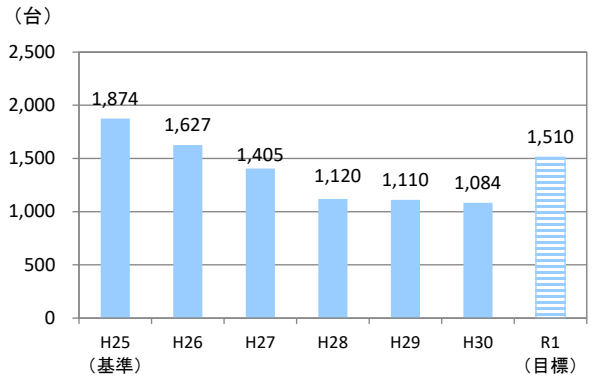

駅周辺の放置自転車数

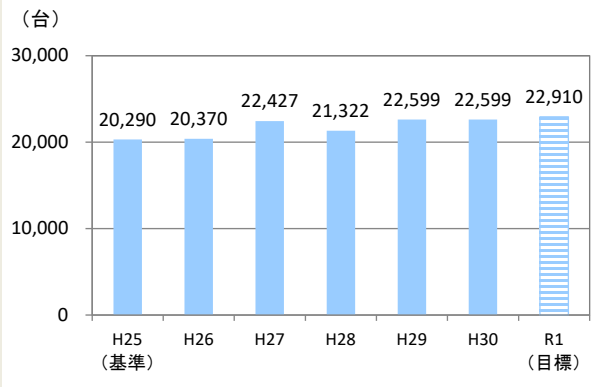

自転車駐車場の駐車可能台数

【出典】：業務取得

（3）課　題

- 景観計画届出敷地面積の割合は増加傾向で推移していますが、江東区景観計画に基づき、水辺や緑、歴史的資源等との調和を図り、より良好なまちなみの創出を誘導していくことで、魅力ある景観の形成を促進していく必要があります。
- アダプトプログラム及び一斉清掃の参加団体数は目標値を達成していますが、引き続き、地域の環境美化活動の推進に向けて、区民や事業者と協働して事業を取り組んでいく必要があります。
- 歩行喫煙の防止のため、喫煙マナーの向上に資する各種啓発活動を継続して実施し、快適な空間の確保に努めていく必要があります。
- 駅周辺の放置自転車数は改善傾向で推移していますが、自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去を推進し、まちの美観の向上を図っていく必要があります。

（4）江東区が目指すべき 10 年後の姿

区固有の歴史的・文化的な景観の保全が図られ、計画的な都市形成による景観との調和が保たれるとともに、快適な生活環境が守られています。

管理指標			現状値	令和元年度 目標値	令和６年度 目標値
江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合		%	52.4 [H30]	—	60
アダプトプログラム	登録団体数	団体	162 [H30]	129	210
	登録者数	人	3,513 [H30]	3,225	3,933
一斉清掃	参加団体数	団体	564 [H30]	558	572
	参加者数	人	36,013 [H30]	38,655	38,655
駅周辺の放置自転車数※		台	1,084 [H30]	1,510	1,000
区内自転車駐車場の駐車可能台数（累計）		台	22,599 [H30]	22,910	23,000

※　駅周辺の放置自転車数：駅周辺の放置禁止区域内の放置自転車数。

（５）具体的な取り組み

① 景観行政団体として、区の個性を活かした魅力ある景観を形成します。

- 景観とそれに関連する緑化・屋外広告物等の制度につき、関係所管と連携しながら、区民・事業者に効果的な情報発信を行い、良好な景観形成への誘導に努めます。
- 道路の無電柱化や道路改修に合わせた歩道の拡幅整備などを進めることで、良好な都市景観を創出します。

② 豊かな景観資源をもとに景観に対する区民意識の向上を図り、景観づくりへの区民の参画意識を高めます。

- 景観重点地区における景観形成の状況を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討します。

③ 区民･事業者と協働して、まちの美化活動を推進します。

- 江東区みんなでまちをきれいにする条例に基づき、一斉清掃をはじめ、美化啓発キャンペーン・ポスターコンクール・江東区版アダプトプログラム事業などにより、区民等と協働し、まちの美化に取り組みます。
- 喫煙マナーの向上に向け、駅前キャンペーン・路面標示シートの設置・パトロール指導員による駅前巡回等の意識啓発活動の実施などにより、区民等と連携し、快適な空間の確保に努めます。

みんなでまちをきれいにするポスターコンクールの入賞作品

毎年、区立小中学校の児童・生徒を対象にまちの美化をテーマとするポスターコンクールを開催し、応募作品の中から区長賞、入賞、佳作を選び表彰しています。区長賞受賞作品は、みんなでまちをきれいにする運動のポスターとして、広報掲示板・主要駅などに掲出されます。

【令和元年度区長賞受賞作品】

小学生低学年の部

小学生高学年の部

中学生の部

④ 放置自転車解消のための効果的な対策を実施します。

- 自転車駐車場の整備と放置自転車の撤去に取り組み、事業者等と連携を図り、放置自転車に関するPR活動や駅周辺に設置された放置禁止区域の告知看板の維持・管理等の啓発事業を推進します。

（6）区民･事業者に期待される行動

区民	● 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮します。 ● 一斉清掃など、まちの美化活動に積極的に参加します。 ● ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしないなど、ルールを守り、まちの美化に努めます。 ● 自転車は自転車駐車場を利用し、放置はしません。
事業者	● 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮します。 ● 一斉清掃など、まちの美化活動に積極的に参加します。 ● 事業所やその周辺の清掃・美化に努めます。 ● 大型店舗等の事業者は、来客用の十分な自転車駐車場を確保します。

（7）重点事業

事業名	①江東区版アダプトプログラム事業の推進	所管課	環境保全課
事業内容	区民一人ひとりが、自分たちの手でまちをきれいにするという意識の醸成を図るため、現在実施している「わがまち江東きれいに活動」、「わがまち江東・月いちアダプト」、「わがまち江東・私もアダプト（年数回）」のさらなる情報発信など、区民・事業者と協働して事業に取り組んでいきます。		
事業による効果	区民・事業者が、自分たちの暮らし、働くまちに愛着を持つようになります。 区民・事業者が自ら清潔で美しいまちづくりを推進します。		

事業名	②自転車駐車場の整備	所管課	交通対策課
事業内容	公共交通機関である駅周辺に自転車・原付バイク駐車場を整備します。		
事業による効果	自転車駐車場の整備は、自転車利用を促進し、自家用車からの CO_2 排出量削減に貢献します。 放置自転車の減少による、まち美化につながります。		

海ごみについて

海ごみは生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響などのさまざまな問題を引き起こすことにつながります。近年、その海ごみに含まれる廃プラスチックによる海洋汚染が地球規模で広がっており、中でもマイクロプラスチック（5mm 以下の微細なプラスチックごみ）による海洋における生態系への影響が懸念されています。

海洋の中に含まれる廃プラスチックの主要な排出源は東アジア地域及び東南アジア地域から由来しているものが多く、日本の海岸にも漂着しています。また、2050 年には海洋の中に含まれる廃プラスチックの重量が魚の重量を超えるという試算もあり、開発途上国を含んだ世界全体の課題として対処していく必要があります。

こうした流れを受けて国際社会では、2018 年 6 月に G7 シャルルボアサミットにおいて海洋プラスチック憲章が採択されるとともに、2019 年 6 月のG20 大阪サミットでは、2050 年までにプラスチックによる追加的な海洋汚染をゼロにすることを含む首脳宣言が採択されています。

一方、環境省はプラスチック・スマートを立ち上げ、消費者をはじめ、自治体、NGO、企業などの幅広い主体が連携・協働してポイ捨てごみの撲滅に向けた取り組みを進めることで、プラスチックとの賢い付き合い方を国内外に発信するキャンペーンを展開しています。

プラスチックは性質上、加工が容易なことから、日常生活や事業活動において日々使用するあらゆる製品などに組み込まれていますが、一旦排出されれば、自然の力だけではほとんど分解されず、長期間に渡って自然界に残留することになります。

こうした廃プラスチックによる海洋汚染の発生源としては、主に陸域におけるポイ捨て行為等の不適正処理が発端となって流出していることが挙げられます。そのため、5R の推進（41～42 ページ参照）により不必要な排出を抑制していくとともに、各地域における定期的な環境美化活動の実施によって海域への流出を可能な限り食い止めていく必要があります。

都内を流れる荒川の河川敷においては、自治体、NPO、企業などによる清掃活動が行われています。

クリーンアップ作戦

集めたごみの整理

江東エコリーダーの会による「新砂干潟クリーンアップ作戦＆自然観察会」の様子

【写真提供】：江東エコリーダーの会

計画の柱５　安全・安心な生活環境の確保

区では、これまで、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動や有害化学物質などの環境汚染対策の推進により、生活環境の改善に一定の成果をあげてきました。また、地震や火災、洪水や集中豪雨などの災害に強いまちづくりを推進してきました。

今後は、これまで取り組んできた環境汚染対策をさらに充実させるとともに、モニタリングによって長期的な傾向を把握し、その結果を区民に分かりやすく情報発信することで、環境汚染対策への意識向上を図っていきます。また、雨水による浸水被害の軽減及び防止などを推進することで、防災機能の強化を図っていきます。

これらの取り組みを着実に推進し、環境汚染が少なく、災害に強い安全・安心な生活環境が確保されたまちを目指します。

【主に関連する SDGs の目標】

すべての人に健康と福祉を　安全な水とトイレを世界中に　住み続けられるまちづくりを　海の豊かさを守ろう　パートナーシップで目標を達成しよう

5-1　大気環境汚染防止対策の推進

（1）背　景

大気汚染課題の変化

大気汚染は高度成長期には深刻な環境問題でしたが、その後、国や自治体、事業者などがさまざまな対策に取り組んできたことで改善が進められてきました。区では、引き続き、大気汚染物質の低減に向けて、主要発生源である自動車からの排ガス対策を進めていきます。さらに、近年臨海部地域の開発や東京港の整備に伴う大気汚染が懸念されていることから、国や都と連携を図りながら対策を推進していきます。

また、アスベスト（石綿）※について、国は、「石綿使用の可能性がある建築物の解体工事が令和 10 年頃をピークに全国的に増加する」と推計しています。区では、これまでも事業者に対し建築物の解体等工事における石綿飛散防止対策を指導しておりますが、対策が徹底されるよう、より一層の指導を行っていきます。

※　アスベスト（石綿）：
建築資材の原材料等になる鉱物繊維で、体内に吸入すると繊維が肺に残り肺がん等の原因となるとされている。昭和 40 年代をピークに建築物等の耐火材、耐熱材として使用された。アスベストを含有する建築物等の解体についてはさまざまな法令により、飛散防止等の適切な措置が義務付けられている。

（2）現 況

- 二酸化窒素（NO_2）※1、二酸化硫黄（SO_2）※2については、区内において環境基準※5を達成しています。

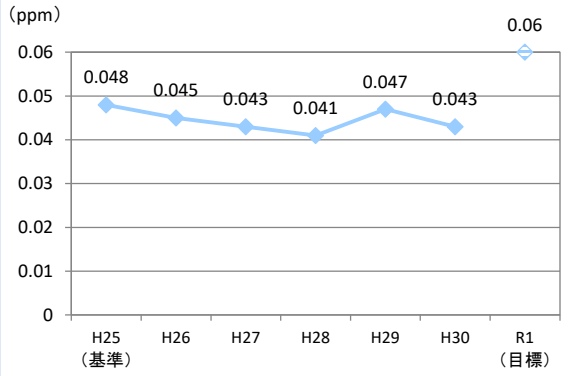

二酸化窒素（NO_2）の経年変化

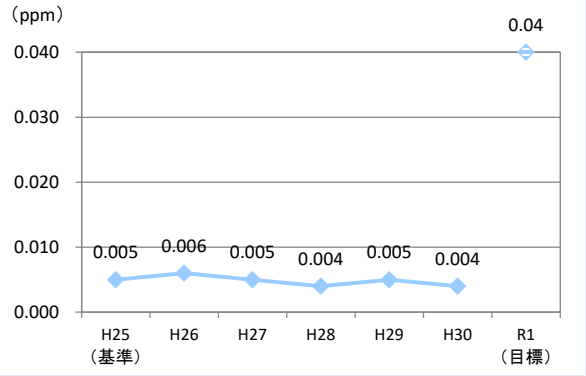

二酸化硫黄（SO_2）の経年変化

※1　二酸化窒素（NO_2）：
物質の燃焼により、大気中の窒素が酸化されて生成される。発生源としては自動車・ボイラー・焼却炉等多岐に渡るが、自動車によるものが約7割を占める。

※2　二酸化硫黄（SO_2）：
石油や石炭中に含まれる硫黄分が燃焼して発生する。昭和40年以前は大気汚染の元凶であったが、脱硫技術の発達で減少している。

- 浮遊粒子状物質（SPM）※3については、区内において環境基準を達成しています。

- 光化学オキシダント（Ox）※4については、東陽測定局（1局のみ測定）の年間平均値は、毎年0.02～0.03ppm程度で推移しています。ただし、Oxの環境基準である1時間値0.06ppmを超えた時間が、平成30年度は年間を通して255時間（59日間）ありました。
- 光化学スモッグ注意報については、平成30年度には2日発令されています。

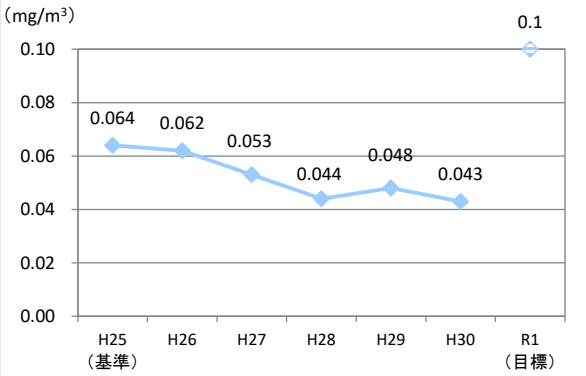

浮遊粒子状物質（SPM）の経年変化

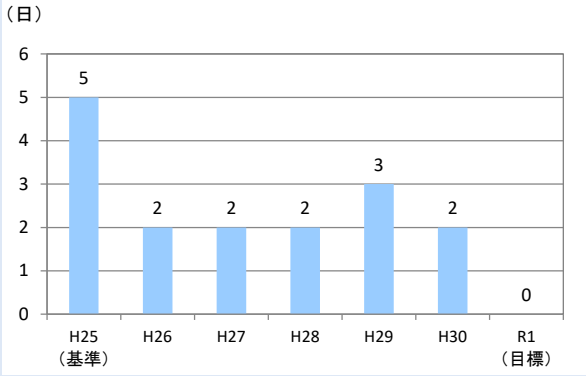

光化学スモッグ注意報発令日数

※3　浮遊粒子状物質（SPM）：
大気中に存在する微粒子のうち、直径が10μm以下のものを指す。発生源は煙突の煙、ディーゼル車の黒煙、土埃等がある。

※4　光化学オキシダント（Ox）：
大気中の窒素酸化物や炭化水素などが光化学反応を起こして生成される酸化物の総称。春から夏にかけて発生し、日照の程度に左右される。

【出典】：業務取得

- 浮遊粒子状物質（SPM）のうちの粒径 2.5μm 以下の微小粒子状物質（PM2.5）について、健康への影響が懸念されるために、国は平成 21 年に環境基準を設定し、平成 25 年に注意喚起のための暫定的な指針値を示しました。これまで、都内では指針値を超える値は確認されていません。

- 平成 26 年 6 月に改正大気汚染防止法が施行され、工事施工者による解体等工事前の石綿使用有無の調査の義務付け、都道府県知事等（東京 23 区においては各区長）による解体等工事現場への立入検査権限の強化等、石綿の飛散防止対策の強化がなされました。

※5　環境基準：
環境基本法第 16 条の規定に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。同基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。

（3）課　題

- 光化学オキシダントについては、測定データの蓄積を引き続き行い、原因物質である窒素酸化物（NO_X）及び揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制に向けた対策を、都や区民・事業者と連携して推進していく必要があります。

（4）江東区が目指すべき 10 年後の姿

区民・事業者・区が大気汚染防止を意識した共通の目標を持ち、互いに連携・協力しながら、きれいな空気を共有できる快適な生活環境を実現しています。

管理指標			現状値	令和元年度 目標値	令和 6 年度 目標値
環境基準値 達成の維持	二酸化窒素 （NO_2）	ppm （年間 98%値※）	0.043 [H30]	0.06 以下	0.06 以下
	浮遊粒子状 物質 （SPM）	mg/m^3 （年間 2%除外値※）	0.043 [H30]	0.1 以下	0.1 以下
	二酸化硫黄 （SO_2）	ppm （年間 2%除外値※）	0.004 [H30]	0.04 以下	0.04 以下
光化学オキシダント （Ox）		光化学スモッグ注意報 発令日数（区東部）	2 日 [H30]	0 日	0 日

※　年間 98%値、年間 2%除外値：
環境基準では、NO_2 については年間における 1 日平均値のうち低い方から 98%に相当する値、SPM と SO_2 については年間にわたる 1 日平均値の高い方から 2%を除外した値で評価を行う。

（５）具体的な取り組み

① 大気汚染物質の規制基準の遵守と大気環境に関わる情報を発信します。

- 各種法令等に基づき、大気汚染物質の排出抑制に向けた事業場への指導を徹底するとともに、公害防止設備設置を対象とした融資制度の充実を図ることで、大気質の保全に努めます。
- 大気汚染の防止のため、国や都と連携した上で、モニタリングの実施による長期的な傾向を把握し、環境基準の達成状況などを分かりやすく情報発信していきます。
- 光化学オキシダント（Ox）の発生を抑制する観点から、国や都と連携し、区民や事業者に VOC（揮発性有機化合物）の使用削減と排出抑制について指導及び啓発を行います。
- 光化学スモッグの注意報や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起情報の際には、区民や事業者に対する速やかな情報発信に努めます。

② 運輸部門、交通分野での大気汚染防止対策を推進します。

- 区民・事業者に対して、自動車からの大気汚染物質等の排出を削減するため、広報紙やホームページ等を活用したアイドリング・ストップ等の意識啓発に努めます。
- 自動車運転免許証の返納者を含め、広く公共交通機関の利用を呼びかけていくことや、安全に自転車を利用するための啓発を行うことで、環境負荷の低い交通手段の普及を図ります。（再掲）
- 都が整備を進める環状 2 号線の全線開通をはじめとする渋滞緩和策の取り組みについて、区としても緊密に連携・協力し、計画的な道路整備や道路構造の改善等を進めるとともに、渋滞の緩和による大気環境の改善に努めます。
- 庁有車において次世代自動車・低公害車の導入を推進し、区の事務事業に伴う環境への負荷を低減するとともに、助成事業や環境保全対策資金融資制度等を通じて、一般事業者に対しても次世代自動車・低公害車の導入を支援していきます。（再掲）
- 区内の幹線道路の交通量調査、自動車排出ガス調査を継続して実施するとともに、調査結果等については、区の広報紙やホームページ等の媒体を通じて広く情報発信を行い、身近な取り組みを始める契機となるように働きかけます。
- 一定以上の開発事業計画においては、低公害型建設機械や低燃費車両の使用を求める等、可能な限り環境負荷を低減するよう都に要望します。

③ 石綿の大気中への飛散防止対策の徹底を指導します。

- アスベストによる区民の健康被害を防止するため、使用が確認された建築物の所有者が解体・改修工事を行う際には、建材使用の有無の調査を適切に行うよう指導します。また、書類上の審査や施工時における検査を実施することで、飛散による人的被害の未然防止に徹底して取り組みます。

（6）区民･事業者に期待される行動

区民	● 行政が発信する大気汚染物質の調査結果に関心を持ち、ホームページ等より情報を収集し、理解を深めることで、具体的な行動へと繋げていきます。 ● 自家用車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。 ● 自家用車を運転する際には、アイドリング・ストップ等のエコドライブを心がけます。
事業者	● 行政が発信する大気汚染物質の調査結果に関心を持ち、ホームページ等より情報を収集し、地域の生活環境の保全への取り組みを進めます。 ● 社用車の利用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関の利用に努めます。 ● 社用車を運転する際には、アイドリング・ストップ等のエコドライブを心がけるとともに、従業員に対してエコドライブを徹底します。 ● アスベストを含有する建築物の解体・改修の際には、事前調査を行うとともに、飛散しないよう適正な対策の徹底に努めます。

（7）重点事業

事業名	大気監視指導	所管課	環境保全課
事業内容	３箇所の大気測定局で窒素酸化物、浮遊粒子状物質等を常時測定して大気汚染状況を監視します。		
事業による効果	環境基準の適合状況を把握し、健康で快適な生活環境の実現に向けた大気汚染防止対策に寄与します。		

■アスベスト（石綿）対策について

アスベストは天然の鉱物繊維で、耐熱性や絶縁性に優れているため、建材や自動車などに使用されていました。しかし、とても細く軽いため飛散しやすく、いったん吸い込むと肺の奥まで到達し、中皮腫や肺がんなどの疾患を発症する恐れがあります。大気汚染防止法では特に飛散しやすいアスベストを除去する場合、適切な飛散防止対策をとるように義務付けられています。

吹付け石綿（鉄骨耐火被覆材）

【出典】：目で見るアスベスト建材（第２版）（国土交通省）

5-2　水環境の保全の推進

（1）背　景

隅田川と荒川にはさまれた江東区は、縦横に河川・運河が流れ、かつては水運が盛んで、水辺の景観にもめぐまれていましたが、その後、工業地帯としての発展に伴う工場からの排水や、生活排水の流入等により、河川・運河の水質が悪化しました。近年は、下水道の整備や排水対策の推進などによって水質は徐々に改善され、親水公園が整備された河川では、散歩やジョギング、水遊びや船遊びを楽しむ人々がみられます。

区の下水道普及率は平成６年度に 100%を達成していますが、臨海部以外は合流式下水道地域（汚水と雨水を同一の管路で集める地域）となっていることから、大雨時には河川に未処理の下水を含んだ越流水が放流されるなど、正常な水循環が形成されず、水環境の悪化が引き起こされる可能性があります。

（2）現　況

- 区内の河川・運河の水質は、昭和 40 年代の汚濁が著しい状況から徐々に改善しています。平成 29 年度に東京都告示で河川の水域類型が見直され、基準が強化されたことにより、生物化学的酸素要求量（BOD）※1・溶存酸素量（DO）※2 の環境基準適合率が相対的に低下していますが、水質は改善傾向が続いています。
- 海域（運河）の化学的酸素要求量（COD）※3 の環境基準適合率は、近年、高い数値で推移しています。

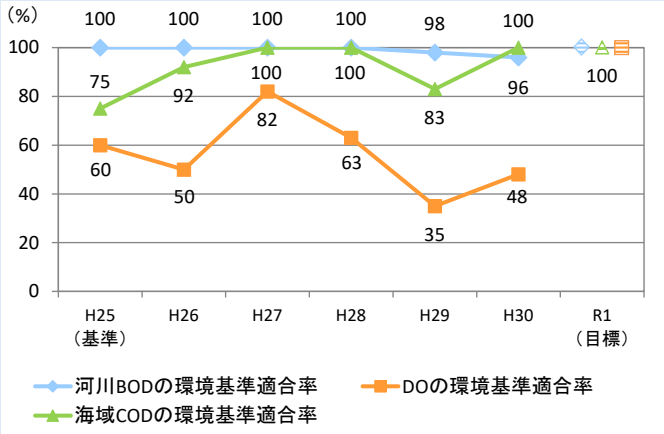

河川及び海域の環境基準適合率

- 東京都下水道局により、これまで業平橋ポンプ所での雨水排水の放流先変更や砂町水再生センターに雨水貯留槽を設置するなど合流式下水道の改善による越流水対策が実施されてきました。さらに、小松川第２ポンプ所等が完成すれば、大島ポンプ所から旧中川への雨水の排水が廃止される予定です。

※1　生物化学的酸素要求量（BOD）：微生物が水中の有機汚濁物質を分解するために必要とする酸素の量。
※2　溶存酸素量（DO）：水に溶解している酸素の量。
※3　化学的酸素要求量（COD）：水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。

【出典】：業務取得

（3）課　題

- 環境基準達成率が低い溶存酸素量（DO）について、測定データの蓄積を引き続き行い、改善に向けた対策を、河川管理者と連携して推進していく必要があります。

（4）江東区が目指すべき 10 年後の姿

水のきれいな河川や運河に囲まれ、人々は水辺に集い、語らい、散策するなど、活気とうるおいに満ちたまちとなっています。

管理指標	現状値	令和元年度 目標値	令和６年度 目標値
河川 BOD の環境基準適合率※　　％	96 [H30]	100	100
DO の環境基準適合率※　　％	48 [H30]	100	100
海域 COD の環境基準適合率※　　％	100 [H30]	100	100

※　環境基準適合率＝ $\frac{\text{環境基準適合測定数}}{\text{総測定数}}$

（5）具体的な取り組み

①　河川水質の常時監視を充実します。また事業所に対する対策を推進します。

- 水質汚濁の防止のため、モニタリングの実施による長期的な傾向を把握し、結果について、分かりやすい情報発信に努めるとともに、環境基準の達成に向けて、区民や事業者に対する改善への取り組みを働きかけます。
- 国・都・上流域の自治体と連携した流域対策等による水循環の保全を図り、隅田川等の河川や東京湾の浄化対策を推進するとともに、事業所の排水等について、規制、指導、監視を継続して行っていきます。
- 透水性舗装の拡大をはじめ、雨水浸透桝、雨水タンク等の雨水貯留浸透施設の設置促進による水循環の保全と雨水の有効利用に努めます。
- 越流水対策を、事業主体である都に求めていきます。

②　区民･事業者の水環境保全に対する意識の向上を図ります。

- 河川での水質調査結果に興味を持ってもらうよう、さまざまな情報媒体を活用し、積極的な情報提供を行います。
- 洗剤の適正量の利用をはじめ、油脂類や調理くず等を下水道に流さないなどの生活排水の処理に関する取り組みについて、積極的な情報提供を行います。

（６）区民･事業者に期待される行動

区民	● 区等が発信する水質の調査結果に関心を持ち、ホームページ等より情報を収集し、理解を深めることで、具体的な行動へと繋げていきます。 ● 敷地内に雨水浸透桝、雨水タンク等を設置し、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。 ● 洗剤は適正な量を使い、油脂類や調理くず等を排水口に直接流さないよう配慮します。
事業者	● 区等が発信する水質の調査結果に関心を持ち、ホームページ等より情報を収集し、地域の生活環境の保全への取り組みを進めます。 ● 敷地内に雨水浸透桝、雨水タンク等を設置し、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。 ● 敷地内の舗装には、透水性舗装を積極的に採用します。 ● 適正な排水処理を行い、水質汚濁の防止に努めます。

（７）重点事業

事業名	水質監視指導	所管課	環境保全課
事業内容	河川・海域の計 15 地点で生物化学的酸素要求量（BOD）等の水質を定期的に測定して水質汚濁状況を監視します。		
事業による効果	環境基準の適合状況を把握し、水質向上に向けた水質汚濁防止対策の実施に寄与します。		

5-3　騒音・振動等の公害対策の推進

（1）背　景

区民から寄せられる公害に関する苦情のうち、騒音に関するものが最も多く、全体の４割程度となっています。

騒音苦情の発生源は、近年、工場などについては減少し、解体・建設作業に伴う騒音や、飲食店などの夜間の音響機器使用に伴う騒音、空調機器の使用に伴う騒音などが多くなっています。

快適な環境を実現するうえで重要な道路交通騒音の環境基準達成率は徐々に改善されてきていますが、夜間の交通騒音が要請限度※を超える地点もみられます。要請限度を超えている場合は、都が道路管理者に対し、低騒音舗装の整備や防音壁の設置等、騒音を低減する対策をとるよう要請しています。

今後も、国や都などと連携して、道路交通騒音の軽減に向けて道路構造対策や自動車交通対策を実施するとともに、解体・建設作業に伴う騒音に対し適切な指導を行い、騒音・振動などの生活環境問題が少ない、快適な環境の実現を目指します。

※　要請限度：
環境基準とは別に、騒音規制法・振動規制法に基づき自動車騒音または道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市区町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・振動の防止のため舗装の改善、改修の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する際の基準をいう。

（2）現　況

- 区民から寄せられる年間の公害苦情件数は、平成 30 年度は 75 件で、そのうち騒音に関するものが 27 件と最も多く、振動については 5 件であり、両者を合わせると、毎年、全体の半数程度を占めています。

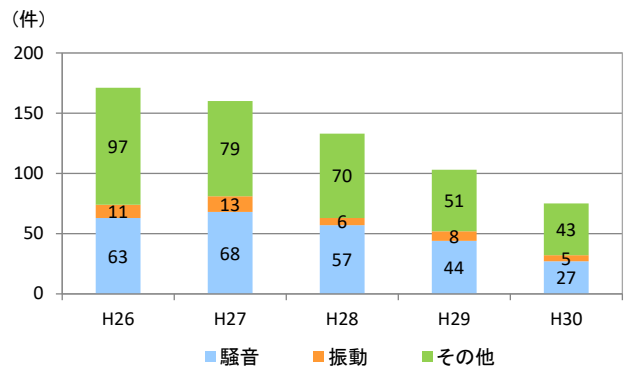

公害苦情件数

- 平成 30 年度は、幹線道路沿道の 20 測定地点のうち 9 地点は昼夜とも道路交通騒音に係る環境基準を達成、4 地点は昼間のみ環境基準を達成、その他の地点では昼夜とも環境基準を超過しています。特に葛西橋通り・京葉道路・湾岸道路の夜間は、要請限度も超過しています。

- 道路交通振動は環境基準が設定されていませんが、区が調査を行う全 18 地点で、定められた要請限度を超過する地点はありません。

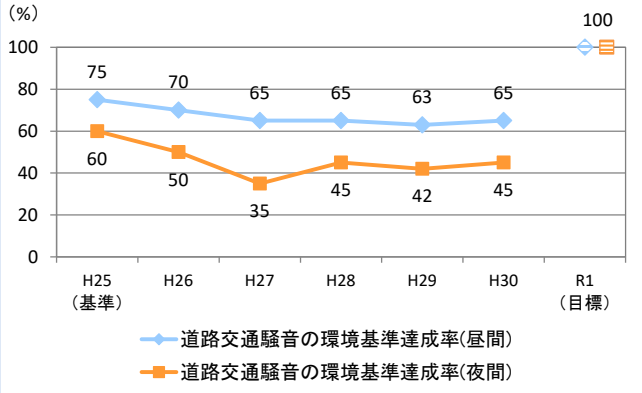

道路交通騒音に係る環境基準の達成状況

【出典】：業務取得

（3）課　題

- 環境基準達成率が低い道路交通騒音について、測定データの蓄積を引き続き行い、改善に向けた対策を、道路管理者と連携して推進していく必要があります。

（4）江東区が目指すべき 10 年後の姿

区民・事業者が公害防止について自覚するとともに、日常生活や事業活動において周辺環境に配慮した行動を実行し、騒音・振動などの生活環境問題が少ない、快適な環境が実現しています。

管理指標		現状値	令和元年度 目標値	令和６年度 目標値
道路交通騒音の環境基準達成率	昼間　％	65 [H30]	100	100
	夜間　％	45 [H30]	100	100

（5）具体的な取り組み

① 発生源対策を中心とした指導を強化するとともに、都市生活のモラル向上のための取り組みを進めます。

- 飲食店などの深夜営業に伴う騒音問題に対しては、警察との連携も含め、事例に応じて適切な指導を行います。
- 都市生活型公害に関する防止マニュアルを活用し、集合住宅等における騒音・振動などの都市生活型公害の防止に向けた啓発に努めます。
- 近隣相互の通常の生活・活動に伴うトラブルに起因する相談については、問題を的確に把握し、関係者による適切な解決方法のアドバイスなどを行っていきます。

② 騒音規制法、振動規制法、環境確保条例による規制基準に基づく指導を行います。

- 解体・建設作業については、法令に従い作業時間や敷地境界における騒音、振動の規制基準を守るよう指導します。
- 道路交通騒音、振動について、騒音規制法、振動規制法に基づく騒音、振動調査を交通量調査と合わせて行います。また、国や都と連携し、道路の低騒音舗装化、防音壁の設置等対策を総合的に進めます。
- 工場などに起因して発生する公害に対しては、その防止の方法等について情報提供を行い、改善指導を行います。

（6）区民･事業者に期待される行動

区民	● 日常生活の中で騒音や振動を出さないよう配慮します。
事業者	● 騒音や振動が発生する作業に対して、防音・防振対策を徹底します。 ● 建築物の解体や建設にあたっては、規制基準の遵守に努めます。

（7）重点事業

事業名	①近隣・生活騒音防止の啓発	所管課	環境保全課
事業内容	飲食店や住民向けの近隣・生活騒音防止の手引きを活用し、騒音防止などの啓発活動を進めます。		
事業による効果	都市型生活をおくるうえでのモラル向上が期待できます。		

事業名	②道路交通騒音・振動調査	所管課	環境保全課
事業内容	国道や都道など区内幹線道路に面した地域において交通騒音等を調査して、分かりやすく公表します。		
事業による効果	調査による実態把握に基づき、今後の改善策に向けた基礎資料が得られます。 区民への情報公開が一層促進され、騒音・振動の少ない快適な環境の実現に寄与します。		

5-4　有害化学物質等の発生抑制対策の推進

（1）背　景

化学物質は、各産業分野で幅広く活用され、社会・経済的に大きな利点がある一方で、その性状や毒性、使用状況などにより、人体や環境を脅かす有害な物質として作用するものもあります。さらに、それらは膨大な数にのぼることから、すべての化学物質に関する科学的知見は十分とは言えず、健康影響などの被害と化学物質の因果関係の解明には時間を要しています。

区は、予防原則に基づく、化学物質による環境リスクの低減に向けて、引き続き、健康への影響が危惧されるダイオキシン類・ベンゼンの発生源対策と環境調査を継続するとともに、それぞれの環境基準の達成に努めていきます。

（2）現　況

- ダイオキシン類調査は区内の河川 10 地点において、隔年で 5 地点ずつ調査を実施しています。
- 水質のダイオキシン類は、すべての地点で環境基準を達成しています。
- 底質のダイオキシン類は、横十間川の海砂橋で平成 21 年度、平成 23 年度、平成 25 年度、平成 27 年度に環境基準（150pg-TEQ/g 以下）を超過しています

- 大気中のベンゼンは、平成 18 年度に環境基準（3μg/m³以下）を超過しましたが、その後は継続的に達成しています。

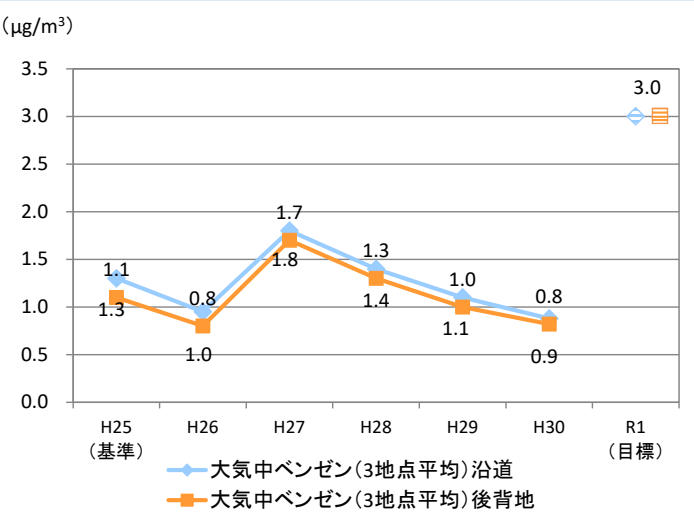

大気中のベンゼン濃度の推移

【出典】：業務取得

（3）課　題

- 人の健康への影響が危惧されるダイオキシン類・ベンゼンの発生源対策と測定データの蓄積を引き続き行い、その結果を分かりやすく公表していく必要があります。

（4）江東区が目指すべき 10 年後の姿

有害化学物質が適正に管理され、区民一人ひとりが、健康で安心して暮らせる生活環境を実現しています。土壌汚染の健康被害への影響等について、事業者と区民が正しい知識に基づき、適切なリスクコミュニケーションを行っています。

管理指標		現状値	令和元年度 目標値	令和６年度 目標値
ダイオキシン類の環境基準適合率※	水質　　％	100 [H30]	100	100
	底質　　％	100 [H30]	100	100
大気中ベンゼン	沿道　　μg/m³	0.88 [H30]	３以下	３以下
	後背地　μg/m³	0.82 [H30]	３以下	３以下

※　環境基準適合率＝ $\dfrac{\text{環境基準適合測定地点数}}{\text{総測定地点数（10 地点）}}$

（5）具体的な取り組み

① 有害化学物質の適正管理を進めていきます。

- ダイオキシン類とベンゼンの発生源対策と環境調査を継続します。
- 有害化学物質に関する情報を提供することにより、有害化学物質から安全性の高い物質への転換を促進します。
- 有害化学物質を扱う事業者を把握し、その情報の公開方法やリスクコミュニケーションのあり方等を検討していきます。
- 法令や条例に基づき、工場・事業者に対し、有害化学物質の適正管理の徹底に向けた指導・監督・情報提供を実施していきます。
- 土壌汚染対策を実施する際は、事業者と周辺住民とのリスクコミュニケーションが適切に進むよう助言・指導します。
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）に基づき、有害物質を扱っていた工場等の廃止時に土壌汚染調査の実施を指導し、汚染が確認された場合には、汚染拡散防止計画を提出させるとともに、確実な計画の履行を指導します。

（６）区民･事業者に期待される行動

区民	● 有害化学物質の発生が懸念される製品の購入や使用を控えます。
事業者	● 有害化学物質の発生が懸念される製品の購入や使用を控えます。 ● 有害化学物質を取り扱う事業者は、使用、移動及び排出の状況を把握し、適正な管理を徹底します。

（７）重点事業

事業名	有害化学物質調査	所管課	環境保全課
事業内容	大気中のベンゼン及び河川水質底質中のダイオキシン類を定期的に調査して汚染状況を監視します。 区民・事業者・区の各主体が有害化学物質や土壌汚染に関するリスク情報を共有し、情報交換を行うことにより、リスクの低減を図っていきます。		
事業による効果	環境基準の適合状況が把握できます。 有害化学物質対策を講じるための基礎資料が得られます。 有害化学物質の使用状況や土壌汚染の状況を把握し、事業者に対し適正な管理を求めるとともに、これらの情報を公表し、区民の有害化学物質や土壌汚染に対する不安をなくします。		

水質

底質

ダイオキシン類調査における試料採取の様子

5-5　災害に強いまちづくりの推進

（1）背　景

東日本大震災の教訓

平成 23 年３月の東日本大震災の発生により、インフラの途絶や、多数の帰宅困難者の発生、また、震災後も長期的に継続する災害がれきへの対応等、大規模地震が招くさまざまな課題が顕在化しました。平成 24 年４月に都が公表した首都直下地震等による東京の被害想定によると、首都直下地震の想定の一つである東京湾北部地震が発生した場合、区では避難所生活者が約 15 万人、災害廃棄物が約 270 万トン発生するとされており、大規模地震への対策の必要性が求められています。

電気、ガス、水道、通信、交通等のインフラ途絶は、私たちの生活はもとより、物資輸送、災害時医療等への影響が想定されます。そのため、災害時に対応できる分散型のエネルギーシステムの構築や、災害時の衛生確保等、災害時に想定される各課題への迅速な対応ができる体制の構築が重要となります。

また、公園や緑地等のオープンスペースは、災害時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点として重要な役割を果たすことから、都市の防災機能の向上のためにも公園や緑地の整備が求められています。

都市型洪水への対応の必要性

近年、地球温暖化の深刻化等の影響により集中豪雨が多発し、洪水に対する都市の脆弱性が顕在化しています。そのため、雨水の地下浸透の推進とともに、大雨の際の下水道負荷の軽減や都市型水害の緩和が期待される雨水の貯留について推進が求められています。区では、都が平成 19 年８月に策定した東京都豪雨対策基本方針に基づき、江東区雨水流出抑制対策実施要綱を定め、一定規模以上の公共施設及び民間施設建設にあたって、雨水貯留・浸透設備の設置を促進しています。

区は、震災や洪水等、都市において想定される災害に対応するため、災害に備えた体制づくり、災害に強いまちづくりについて、環境面からの取り組みを推進していきます。

（2）現 況

- 都市型水害防止等の観点から、道路や歩道への透水性舗装の整備と雨水浸透桝の設置を行っており、平成 30 年度において透水性舗装が整備された面積は、累計で 74,657m^2 となっています。

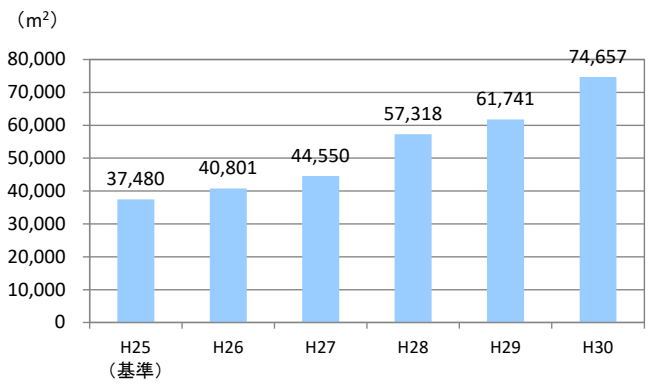

透水性舗装面積

- 区では、計画的に区有施設への雨水利用設備を導入しており、平成 30 年度現在 55 施設で設置しています。

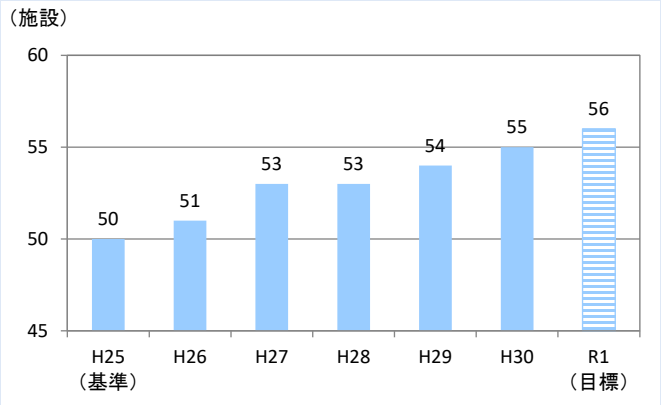

区立施設における雨水利用の導入施設数

- 一定規模以上の民間施設の新築・改築・大規模修繕にあたっては、雨水流出抑制施設設置計画書の提出を求めており、計画書による平成 30 年度の雨水流出抑制対策量実績は 9,607m^3 となっています。

- 公園の整備を着実に進めてきた結果、区内の公園総面積は東京 23 区内では、江戸川区に次いで２番目（平成 30 年４月１日現在）の広さとなっています。（再掲）

【出典】：業務取得

（3）課　題

- 区立施設における雨水利用の導入施設数及び透水性舗装面積は改善傾向で推移していますが、短時間豪雨による都市型水害への対策を推進していく必要があります。

（4）江東区が目指すべき 10 年後の姿

災害に強く、安全・安心なまちが形成されています。また、国や都などと連携し、災害発生時に迅速な対応が可能な体制が整っています。

管理指標		現状値	令和元年度 目標値	令和６年度 目標値
透水性舗装面積※1（累計※2）	m^2	74,657 [H30]	—	—
区立施設における雨水利用の導入施設数（累計）	施設	55 [H30]	56	58
雨水流出抑制対策量※1	m^3	9,607 [H30]	—	—

※1　透水性舗装面積、雨水流出抑制対策量は実績管理指標とする。
※2　透水性舗装面積については、平成 20 年度からの累積数値とする。

（5）具体的な取り組み

①「分散型エネルギーシステム」の構築を目指します。

- 「分散型エネルギーシステム」の構築を目指し、住宅や事業所への再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の設備の導入促進を図ります。（再掲）
- 公共施設の改築等に合わせ、再生可能エネルギー、高効率・省エネルギー機器等を率先して導入し、計画的に再生可能エネルギー100%の電力を取り入れ、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを開始します。（再掲）
- 都市計画マスタープランや豊洲グリーン・エコアイランド構想に基づき、国・都・事業者と連携の上、大規模開発等を契機とした街区・地区単位でエネルギーを融通し合う面的利用やコージェネレーションシステム等の自立分散型の発電施設の導入を推進します。

② 雨水の有効利用、水害対策を推進します。

- 都と連携した雨水流出抑止対策の着実な実施による都市型水害の防止をはじめ、道路の透水性舗装等の整備を進めることで、河川や下水道への負荷を低減するとともに、ヒートアイランド現象の抑制に努めます。
- 公共施設への雨水利用施設整備を図るとともに、区の特性を活かした雨水利用のあり方を検討します。

- 江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、一定規模以上の公共施設及び民間施設建設にあたっては、雨水貯留・浸透設備の整備を推進します。
- みどりの持つ多様な機能を有効活用し、雨水の貯留・浸透、流出抑制、水質浄化、利活用等に資する都市整備に努めることで、豪雨等の災害対策にも貢献します。

③ 公園・緑地等の整備により、避難地の確保や延焼防止機能の強化を図ります。

- 一定規模の開発行為においては、事業者に対して法に基づき整備された公園・緑地等の提供を求めます。（再掲）
- 一時集合場所である公園・児童遊園の改修時において、地域住民とともに、災害対応機能を検討します。
- 道路の無電柱化や道路改修に合わせた歩道の拡幅整備・バリアフリー化を進めることで災害時の避難路を確保し、都市防災機能の強化を図ります。
- 屋上（壁面）緑化や接道部・ベランダ等の家庭や事業所における地域単位での緑化を促すため、講習会等の開催をはじめ、区の公共施設等での実践例や各種補助制度等の紹介に取り組み、みどりを活用した人工被覆の改善と区民・事業者への意識啓発に努めます。

④ 災害発生時に迅速な対応が可能な体制づくりを進めていきます。

- 今後想定される首都直下地震などによる被害に備え、都をはじめ、東京二十三区清掃一部事務組合、他区などと連携し、災害廃棄物対策を検討します。

（６）区民・事業者に期待される行動

区民	● 日頃から地域における災害リスクを理解し、災害発生時に備えて緊急避難場所等の確認を行います。
事業者	● 日頃から地域における災害リスクを理解し、災害発生時に備えて従業員等の緊急時対応に備えて確認を行います。 ● 敷地内に雨水浸透桝、雨水タンク等を設置し、雨水の地下浸透や雨水利用に努めます。（再掲）

（7）重点事業

事業名	①江東区雨水流出抑制対策の推進	所管課	管理課
事業内容	江東区雨水流出抑制対策実施要綱に基づき、一定規模以上の公共施設及び民間施設建設にあたっては、雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。		
事業による効果	豪雨時の浸水被害の軽減及び防止を図り、安全で快適な都市環境を確保します。 雨水を地中に浸透させることにより、都市型水害を抑制します。		

事業名	②透水性舗装道路の整備	所管課	道路課
事業内容	道路上に降った雨を、歩道の透水性舗装や雨水浸透桝により、地下へ浸透させます。		
事業による効果	予測困難な集中豪雨による下水道への負担を低減し、都市型水害を抑制します。 雨水を地下に浸透させることにより地中温度の上昇（ヒートアイランド現象）を抑制します。		

浸水被害を防ぐために

雨水流出抑制対策

一定規模以上の公共施設及び民間施設に雨水貯留・浸透設備を設置することにより、雨水による浸水被害の軽減を図ります。

透水性舗装：緑化ブロックで雨水を地中に分散・浸透（江東区役所駐車場）

大雨浸水ハザードマップ

下水施設の処理能力を大きく超える大雨が降った場合の浸水予想区域と想定される浸水の深さや主な公共施設を掲載しています。

洪水ハザードマップ

荒川が大雨によってはん濫した場合に、浸水が予想される区域と想定される浸水の深さや避難地区を掲載しています。

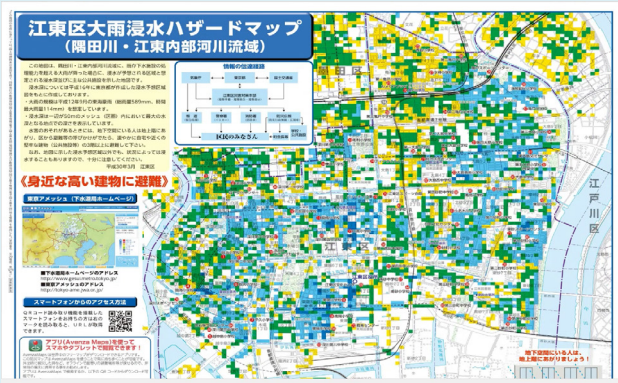

大雨浸水ハザードマップ

計画の柱 6　環境教育及びパートナーシップの推進

今日の環境問題には区民生活や事業活動が密接にかかわっているため、環境問題を解決していくためには、区民・事業者・区が各々の役割を積極的に果たしていくことが重要です。

そのため、今後は、これまで取り組んできた環境情報の共有化や環境教育・学習の推進に向けた取り組みをさらに充実させ、区民・事業者のエコ意識の向上を図ることによって、区を中心とした多様な主体が一体となった環境パートナーシップの構築を推進していきます。

これらの取り組みを着実に推進し、区民一人ひとりが、環境について主体的に学び考え、積極的に自分達の住むまちの環境を守るために行動するまちを目指します。

【主に関連する SDGs の目標】

質の高い教育をみんなに　つくる責任 つかう責任　気候変動に具体的な対策を　パートナーシップで目標を達成しよう

6-1　環境情報の共有

（1）背　景

持続可能な社会づくりを目指し、良好な環境を次世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが責任を持って環境に配慮した生活や活動を進め、さまざまな環境問題に対する正しい認識を持つことが必要です。

平成 19 年２月に開館したえこっくる江東では、ごみ戦争に関する展示コーナーをはじめ、区民の環境問題についての理解を深めるとともに、環境保全意識を醸成し、行動意欲を育むための環境学習、情報発信、環境活動の拠点として位置づけられています。さらに、（公財）東京都環境公社が運営する水素情報館 東京スイソミルでは、水素社会を学ぶことができる学習施設として、企業の最新技術や製品等も紹介されています。

また、区では、これまで江東区の環境白書の発行、えこっくる江東のホームページ、えこっくる江東メールマガジン（パソコン版・携帯版）など、さまざまな方法で環境情報の提供を行ってきました。

スマートフォン向けアプリの配信や、SNS などのソーシャルメディアも活用しつつ、区民がより簡単な方法で環境に関する情報を入手できる仕組みづくりに努めるとともに、取り組みに向けて必要となる情報の共有化をより一層進めることで、区民・事業者の背中を後押しし、自発的な活動に結び付けられるようにしていきます。

（2）現 況

- えこっくる江東の利用者数は、平成30 年度には 31,222 人となっています。

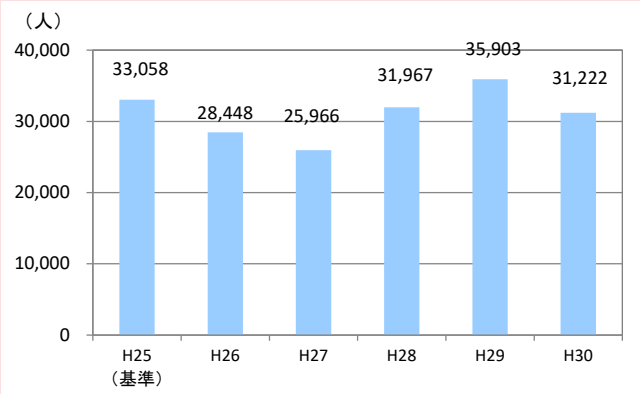

えこっくる江東の利用者数

【出典】：業務取得

（3）課 題

- えこっくる江東について、環境学習、情報発信、環境活動の拠点としての機能を備えた整備に努めることで、環境保全活動に向けた人々の意識の向上を図っていく必要があります。
- 江東区の環境白書などを活用して、区内の環境に関する情報を発信していくとともに、SNS なども利用し、区民が手軽に情報を入手できる仕組みづくりに努めることで、環境行政への関心を高めていく必要があります。

（4）江東区が目指すべき 10 年後の姿

環境に関するさまざまな情報を手軽に発信、入手でき、区民・事業者・区の連携により環境情報の集積・共有ができるまちとなっています。

（5）具体的な取り組み

① 環境情報を分かりやすい方法で広く提供します。

- 区報やホームページ・SNS 等の既存の広報媒体をはじめ、新たなソーシャルメディアを積極的に活用して、身近な生活環境やイベント等の情報を分かりやすく適切に区民・事業者などに提供していきます。
- 江東区の環境白書や各種パンフレット等により、区の環境行政について、区民に分かりやすく周知します。
- 外国人住民、国内外から区を訪れる人々に向けて、外国語による歩行喫煙等の防止の表示やごみの分別方法、放置自転車地域の表示等の情報発信を充実させます。

② 環境情報の集積･共有化を図ります。

- NGO/NPO、事業者や大学の研究者、国や都などと連携し、環境保全活動に取り組んでいる団体やイベント等の環境情報を幅広く収集・整理・提供・共有する体制を整備していきます。
- 環境の現状や環境調査・環境学習の手法、環境保全活動の事例、人材等の環境情報が有効に活用されるよう、区民・事業者・学校・地域など、情報を活用する人が利用しやすい形で提供していきます。

③ 新たな環境問題に係る情報を収集し、区民等に提供します。

- 新たな環境問題が生じた際には、当該情報や関連情報を国や関係機関から収集し、区民等に迅速かつ分かりやすく情報提供を行います。

（6）区民･事業者に期待される行動

区民	● 環境に関する書籍や新聞記事をはじめ、国・都・区が発信する環境情報などを収集し、環境に関する理解を深めます。
事業者	● 環境に関する書籍や新聞記事をはじめ、国・都・区が発信する環境情報などを収集し、環境に関する理解を深めます。 ● 大学をはじめ、国や都などと連携し、環境に関する情報の収集・整理・提供・共有を行います。

環境学習情報館 えこっくる江東

常設展示室は、パネル展示のほか、環境に配慮した商品がわかるエコライフゲームや江戸のくらしを映したジオラマ等を通じて、地球環境と人間の生活とのつながりを学ぶことができます。情報コーナーでは、環境に関する書籍等を設置、季節ごとさまざまなテーマの企画展示コーナーもあります。

また、こどもから大人まで幅広い層を対象とした講座やイベントを実施しています。

6-2　環境教育・学習の推進

（1）背　景

区民や事業者が、環境問題に関する基本的な知識を習得して情報の共有化を図ることは、自主的な取り組みに向けての共通の基盤づくりを進めるうえで欠かすことができません。こうした取り組みを総合的かつ計画的に進めるためには、区民の各層を対象とした環境教育プログラムを作成して実施していくことが必要です。

区では、区民の環境保全への関心と理解を深めてもらうため、区民・事業者等の各主体が協働して環境フェアなどのイベントや環境学習会などを実施しています。また、環境をテーマにした展示室や再生可能エネルギーを利用した設備等を備えた環境学習情報館である、えこっくる江東については、区民の学習施設として開放するとともに、学校等の団体見学の場面においても活用しています。

さらに、地域において持続可能な社会の実現に向けた環境保全活動を行う人材を育成するため、エコリーダー養成講座を開催しているほか、未来を担うこどもたちに対しては、家庭で省エネルギー行動に取り組むカーボンマイナスこどもアクションをはじめ、野外活動やワークショップ等の参加・体験型プログラムを提供する江東エコキッズ事業、ごみの正しい分別の仕方やリサイクルを学ぶ出前事業である環境学習（ふれあい事業）を展開しています。

えこっくる江東を拠点に、次世代の区の環境保全活動の役割を担うこどもたちを対象とした体験型の環境学習の場・機会の提供などをはじめ、積極的に環境保全活動に取り組める人材の育成などに重点を置き、区内におけるより一層の環境教育の拡充を進めていきます。

江東エコキッズ事業

対象プログラムに参加するごとにポイントがたまり、認定証や記念品の特典が受けられる江東エコキッズクラブは、３歳から中学生までを対象に実施しています。

季節ごとに多彩な体験型のプログラムを用意し、ポイント制とすることで、こどもたちが楽しみながら継続して参加できるよう取り組んでいます。

葉っぱのスタンプで
マイバック作り

秋に開催する「どんぐりまつり」の様子。楽しみながら自然に触れ、環境を考えるきっかけづくりとしています。

（2）現 況

- えこっくる江東では、イベントやプログラムの充実を図ったことにより、平成 20 年度から環境フェアの出展ブースや環境学習プログラムの事業数が増加しています。

- 平成 30 年度には、環境に関する講座・イベントを 284 回開催し、31,222 人が参加しています。

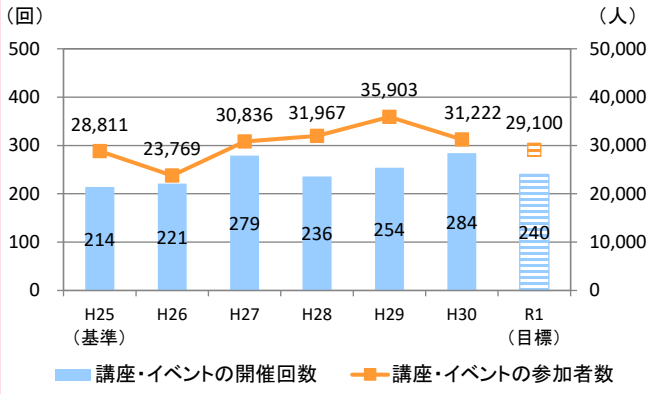

講座・イベントの開催回数・参加者数※

※　施設への団体見学者数は含まず。

- 地域で環境保全活動を行う区民を育てるため、エコリーダー養成講座を開催しており、平成 30 年度時点で延べ 18 期・409 人が修了しています。

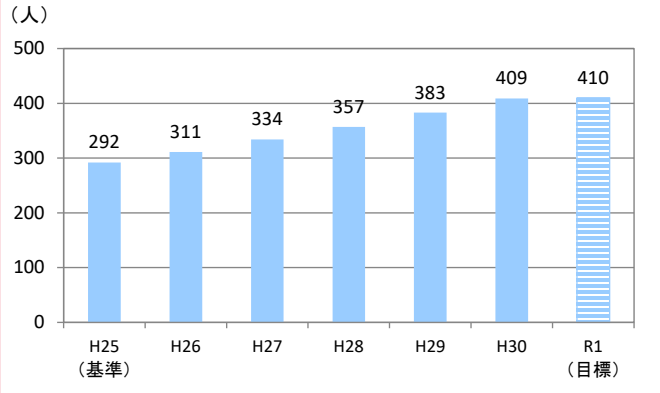

エコリーダー養成講座延べ修了者数

- 平成 20 年度からカーボンマイナスこどもアクションを実施しており、平成 30 年度時点で延べ 62,401 人が参加し、総 CO_2 削減量が 1,689t-CO_2 となっています。

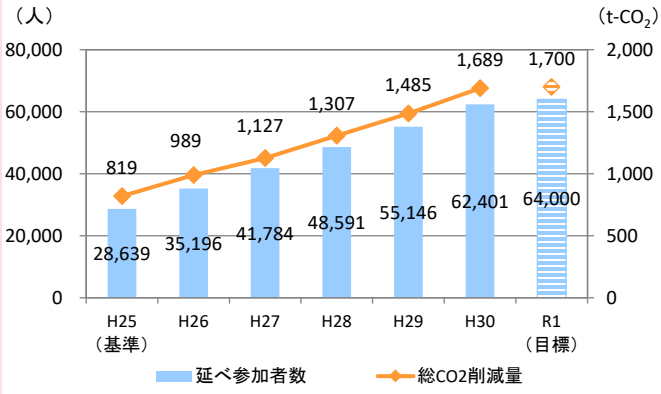

カーボンマイナスこどもアクション
延べ参加者数・総 CO_2 削減量

【出典】：業務取得

（3）課　題

- 講座・イベント等の開催状況は増加傾向で推移していますが、地域における環境教育・学習の場の充実・拡大を推進し、幅広い世代の意識啓発を図っていく必要があります。
- エコリーダー養成講座修了者数は増加傾向で推移していますが、地域の環境教育・学習や環境保全活動を推進する人材育成と活躍の場の充実・拡大を推進し、各種活動のさらなる活性化を図っていく必要があります。
- カーボンマイナスこどもアクションの実施状況は増加傾向で推移していますが、次世代を担うこどもたちが地域の環境の現状や環境問題について学ぶ場の充実をさらに推進していく必要があります。

（4）江東区が目指すべき 10 年後の姿

区民一人ひとりが、環境について主体的に学び考え、環境保全活動に十分な理解のもとで、自ら進んで行動しています。

管理指標			現状値	令和元年度 目標値	令和６年度 目標値
講座・イベント等の開催状況※	開催回数	回	284 [H30]	240	295
	参加者数	人	31,222 [H30]	29,100	32,750
エコリーダー養成講座修了者数（累計）		人	409 [H30]	410	510
カーボンマイナスこどもアクション	参加者数（累計）	人	62,401 [H30]	64,000	110,000
	総 CO_2 削減量（累計）	t-CO_2	1,689 [H30]	1,700	2,900

※　講座・イベント等の開催状況：環境学習施設における講座・イベント参加者数、施設への団体見学者数の合算値。

（5）具体的な取り組み

① 環境について自ら調べ、学び、考え、行動できる場と機会の充実を図ります。

- 各年齢層に対応できる環境学習プログラムを策定します。
- 環境について自ら調べ、学び、考え、行動できる場と機会の充実を図ります。
- えこっくる江東における団体見学の受け入れをはじめ、次世代を対象とした体験型の環境学習の場と機会を提供していくとともに、環境保全活動の場面で活躍ができる人材の育成に努めていくことで、より一層の環境教育の充実を図ります。また、小学校エコツアー等のさらなる推進により、学校の各教科や活動と連携した環境学習の一層の拡充を図ります。

- 地域の環境資源である河川、文化財、水力・風力等の発電施設、清掃工場などを活用した環境学習会や見学会、イベントの企画・開催により、体験型の環境教育を推進します。
- （公財）東京都環境公社が運営する水素情報館 東京スイソミルを活用した環境教育等について、関係機関と協力して実施し、水素エネルギーに対する理解を深めることで、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした水素をはじめとする再生可能エネルギーの利用を促します。
- カーボンマイナスこどもアクションについて、内容の充実等、事業をさらに推進し、学校における環境学習との相乗効果を図ります。
- 区立小学校 4 年生を対象とした清掃事務所職員による出張事業のふれあい環境学習や、区立小学校 5・6 年生を対象とした温暖化対策課職員と事業者による地球温暖化出前授業等を通じて、学校教育との連携を図ります。

② 地域に根ざした環境教育を推進する人材を育成します。

- エコリーダー等の環境教育を推進する人材を育成します。
- エコリーダー養成講座等により、環境保全に関するノウハウを持っている人の能力を、地域における環境保全に活かします。
- 国内で実践されているさまざまな ESD※（持続可能な開発のための教育）活動を参考に、環境教育の取り組みについて一層の推進を図ります。

※ ESD（持続可能な開発のための教育）：
環境、貧困、人権等、さまざまな課題に対し自らの問題として捉え取り組むことにより、課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

（6）区民・事業者に期待される行動

区民	● えこっくる江東や水素情報館 東京スイソミル等の環境学習施設で得たことを、日常生活での環境に配慮した行動に活かします。 ● 地域の環境保全活動を担う一員として、積極的に活動します。
事業者	● さまざまな環境問題をはじめ、区の環境に関する取り組みや環境に配慮した事業活動などに関する社内研修会等を開催し、従業員の意識の向上と具体的な行動の実施に努めます。 ● CSR（企業の社会的責任）の一環として、地域の住民に向けた環境イベントや講座等を開催し、人材の育成に努めます。 ● 地域の環境保全活動を担う一員として、積極的に活動します。

（7）重点事業

事業名	①環境学習情報館運営事業	所管課	温暖化対策課
事業内容	区民の環境に配慮した取り組みを支援するため、環境学習講座や啓発イベントを実施します。 えこっくる江東の１階常設展示室等において、最新の環境に関する情報を伝えるため、展示内容やデータの更新を積極的に行います。 区民・事業者・区が環境情報の交流を図るため、環境フェア等交流の機会を積極的に提供します。		
事業による効果	環境学習講座や啓発イベント等を通して、区民の環境保全意識が醸成され、環境に対する知識向上に加え、区民一人ひとりの環境活動のきっかけとなります。 地球環境から身近なごみに関する問題まで、現状に即した環境情報や区の施策情報等を得ることができます。		

事業名	②カーボンマイナスこどもアクション事業	所管課	温暖化対策課
事業内容	環境学習の一環として、全区立小学校５・６年生の児童に、家庭における環境に配慮した行動の実践結果を、保護者と一緒に記録してもらいます。 また、事業の趣旨に賛同する企業及び団体が本事業をサポートしています。		
事業による効果	将来を担うこどもたちに日常生活の環境負荷について考える機会を提供することで、家庭における環境意識が浸透・定着します。		

カーボンマイナスこどもアクション

毎年６月の環境月間に、全区立小学校５・６年生が省エネ行動に取り組みます。児童は、記録シートに「誰もいない部屋の電気を消す」など、環境に配慮した行動 15 項目の実践結果を保護者と一緒に記録します。その後、学校ごとの CO_2 削減量と参加率を集計し、取組結果が優秀であった学校を招いて表彰式・講演会を開催しています。また、事業者との協働で、希望する小学校に出前授業を実施しています。

こどもたちが身近な省エネ行動を実践することは、その姿を見ている大人へ波及して行動に移すことにつながります。江東区のカーボンマイナスアクション事業は、世代を超えての取り組みに広がります。

令和元年度には、地球温暖化防止活動環境大臣表彰（環境教育活動部門）を受賞。平成 20 年度からの長きに渡る地道な省エネ行動の取り組みが実を結びました。

表彰式

記録シート

6-3　多様な主体が取り組むエコ意識の向上

（1）背　景

区の環境保全活動の推進には、区民・事業者・区の各主体がそれぞれの立場で取り組むことだけでなく、三者が連携した取り組みを行うことがより効果的です。

区民や事業者とのパートナーシップを強化していくためには、環境保全活動への参加意識のさらなる向上や、地域協議会の活用などを図っていく必要があります。さらに、国連総会の場で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの中核をなす、持続可能な開発目標（SDGs）の各目標の達成に向けては、環境分野としての個々の取り組みに限らず、内容が多岐にわたることから、区民・事業者はもちろんのこと、国や都をはじめ、他自治体等も含めたあらゆるステークホルダーが参画するパートナーシップを構築し、より幅広い関係者との間で連携していくことが不可欠です。

また、環境保全活動の積極的な展開を図っていくためには、区のすべての施策において環境面への配慮がなされるべきであり、行政運営の基本として取り組んでいく必要があります。

平成12年に制定された環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）、平成19年11月に施行された国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）など、地方自治体の事務事業にもさらなる環境配慮が求められており、区も地域における大規模事業者として、率先した環境保全対策を推進していきます。さらに、環境に配慮した商品やサービスを選択するCOOL CHOICEについても積極的に推進し、広く区内での浸透に努めることで、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルの定着を図ります。

（2）現　況

- 江東区長期計画区民アンケート調査（平成30年度版）によると、環境に配慮した行動に取り組む区民の割合は、近年横ばいで、6割程度となっています。また、区民の環境を守る地域活動への参加割合は、1割以下にとどまっています。

（3）課　題

- 今後も引き続き、区民・事業者・区が環境保全活動に取り組むとともに、地域協議会などを通じて、各主体の連携・協力体制の強化を進めることで、区内におけるエコ意識の向上による環境保全の促進に努めていく必要があります。

（4）江東区が目指すべき10年後の姿

すべての区民が江東区に愛着を持ち、積極的に自分達の住むまちの環境を守っています。

（5）具体的な取り組み

① 区民・事業者・区が一体となって環境パートナーシップを推進します。

- 区民・事業者・区が参加する江東エコライフ協議会を通じて環境情報を共有し、省エネ活動等の環境保全活動を進めていきます。
- 環境に配慮した商品やサービスを選択する COOL CHOICE を区が積極的に推進し、区内における浸透を図ることで、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルの区民・事業者の日常生活や事業活動への定着に取り組むとともに、活動の輪の拡大を図ります。（再掲）
- 産学官が連携した環境パートナーシップの構築を推進します。
- 区民・事業者・区が連携し、環境フェア・区民まつり等のイベントブース出展を通じて、幅広い世代に対してエコ意識向上に向けた啓発を行います。
- 持続可能な開発目標（SDGs）と環境に関する日常生活や事業活動における取り組みを関連付けて、広く情報発信することや、イベント等に取り入れることで、区民や事業者の環境に配慮した積極的な行動を促します。

（6）区民・事業者に期待される行動

区民	● 日常生活における環境に配慮した商品やサービスを選択する COOL CHOICE の考え方を基に、環境負荷の少ないライフスタイルに取り組みます。 ● 各種情報媒体等を通じて SDGs の理念や意義等を理解し、自身の日常生活との関連性を認識した上で、環境に配慮した取り組みに努めます。
事業者	● 事業活動における環境に配慮した商品やサービスを選択する COOL CHOICE の考え方を基に、環境負荷の少ないビジネススタイルに取り組みます。 ● 区と連携した環境フェア・区民まつり等のイベントブースへの出展を通じ、地域のエコ意識の向上に貢献します。 ● 社内における研修会等を通じて SDGs の理念や意義等を理解し、自社の事業活動との関連性を認識した上で、環境に配慮した取り組みに努めます。

江東エコライフ協議会

江東エコライフ協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する、地球温暖化対策地域協議会に対応する会議体として設置されました。

本協議会は、区民・事業者・区が協働で江東区環境基本計画における目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行するとともに、カーボンマイナスこどもアクションや小学生環境学習会等、区のさまざまな環境施策について協議を行っています。

身近な施設で環境について考える

区内の環境学習施設では、環境に関する展示やイベントなどを、各施設ならではの視点で企画しています。こどもから大人まで楽しく学べるスポットです。

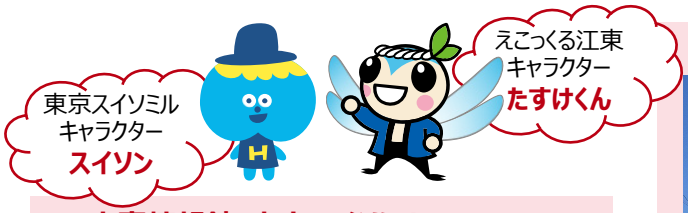

■水素情報館　東京スイソミル

■環境学習情報館　えこっくる江東

■区内の主な環境学習施設一覧

施設名	所在地
環境学習情報館　えこっくる江東	潮見 1-29-7
水素情報館　東京スイソミル	潮見 1-3-2
東京都　水の科学館	有明 3-1-8
東京都　虹の下水道館	有明 2-3-5《有明水再生センター内》
東京都　夢の島熱帯植物園	夢の島 2-1-2《夢の島公園内》
がすてなーに（ガスの科学館）	豊洲 6-1-1
日本科学未来館	青海 2-3-6
木材・合板博物館	新木場 1-7-22《新木場タワー内》
マイクロ水力発電設備	扇橋 3-22《水門橋上（外観を見学）》
若洲風力発電施設	若洲 3-2-1《若洲公園内（外観を見学）》